

## 「終了促進措置の実施に関する合意書」の変更に関する覚書

防衛省整備計画局長（以下「国」という。）及び一般社団法人1.7GHz移行推進協会（以下「本協会」という。）は、両者間で締結済み原契約（第1条で定義される。）の変更について、以下のとおり合意（以下「本覚書」という。）する。

### （目的）

第1条 本覚書は、2018年12月31日に国及び1.7GHz帯周波数移行促進共同企業体（以下「本共同企業体」という。）が締結し、2018年12月26日に本協会が本共同企業体の地位を承継した「終了促進措置の実施に関する合意書」及び2021年4月15日に国及び本協会が締結した「終了促進措置の実施に関する合意書」の変更に関する覚書（以下あわせて「原契約」という。）の変更内容を定めるものとする。

### （変更内容）

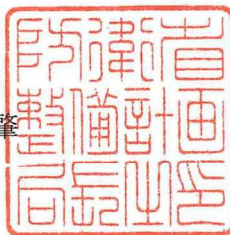
第2条 原契約第37条に基づき、本覚書締結日より、原契約別紙1から別紙5の内容を、それぞれ、本覚書別紙1から別紙5の内容に変更する。

以上、本覚書成立の証として、本書2通を作成し、国及び本協会記名押印の上、国及び本協会が各自1通ずつ保有する。

2025年 3月 31日

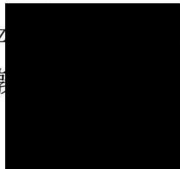
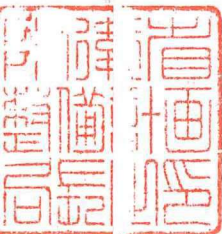
（国）

東京都新宿区市谷本村町5-1  
防衛省整備計画局長 青柳 肇



（本協会）

東京都新宿区市谷本村町1-1 住友不動産市ヶ谷ビル7階  
一般社団法人1.7GHz  
代表理事 前田 朝



別紙1 本共同企業体が負担する費用の範囲

1 無線設備及び付帯設備

- (1) 空中線装置
- (2) 導波管
- (3) 送受信装置
- (4) 電力増幅装置
- (5) 記録装置
- (6) 光接続装置
- (7) プリセクタ
- (8) 送受信ろ波器
- (9) 乾燥空気圧入装置
- (10) 光ケーブル等
- (11) 計測器、整備教育用器材及び初度部品
- (12) 機器据付、空中線組立工事
- (13) 器材設計、回線設計及び置局調査
- (14) その他上記各号に付随又は関連する一切の費用

2 非常用可搬型無線装置

- (1) 空中線部
- (2) ペDESTAL部
- (3) 導波管
- (4) 送受信部
- (5) 電力増幅部
- (6) 信号処理部
- (7) プリセクタ部
- (8) 送受信ろ波器
- (9) 乾燥空気圧入装置
- (10) 分電盤
- (11) シェルタ及び空気調整器
- (12) ケーブル等付属品
- (13) 計測器及び初度部品
- (14) 搭載用車両及び発動発電機
- (15) 器材設計
- (16) その他上記各号に付随又は関連する一切の費用

### 3 施設整備

- (1) 局舎建設<sup>※1、2</sup>
- (2) 空中線鉄塔建設<sup>※1、2</sup>
- (3) 調査及び設計
- (4) 付帯工事
- (5) 空調及び電源（発動発電機及び無停電電源装置）整備<sup>※2</sup>
- (6) 工事に伴い発生する器材等移設
- (7) その他上記各号に付随又は関連する一切の費用

(※1) 平成10年以前に建設された無線設備の局舎及び空中線鉄塔については原則建替を基本とし、それ以外のものについては原則既存施設の改修を基本として、検討するものとする。ただし、これによりがたい場合は、国と本協会が別途協議し、決定するものとする。

(※2) 施設整備の検討にあたっては、関係法令のほか、防衛省内部訓令等で定められた基準を基に国から提示される条件を満たすこととする。

### 4 撤去

- (1) 局舎及び空中線鉄塔撤去
- (2) 旧無線設備廃棄
- (3) 関連機器廃棄
- (4) 局舎等撤去に伴い発生する器材等移設
- (5) その他上記各号に付随又は関連する一切の費用

### 5 事業継続補償

- (1) バックアップ設備等
- (2) 接続用インターフェース器材
- (3) その他上記各号に付随又は関連する一切の費用

6 第1項から第5項の詳細については、終了促進措置の実施に係る費用の総額も考慮しつつ、国と本協会とで協議の上決定するものとする。

以上

別紙 2 対象設備一覧表

基地等名	対象無線設備	対象施設	備考
		無線局舎及び鉄塔	発動発電機を含む。
		無線局舎及び鉄塔	発動発電機を含む。
		無線局舎及び鉄塔	発動発電機を含む。
		無線局舎及び鉄塔	発動発電機を含む。
		無線局舎及び鉄塔	発動発電機を含む。
		無線局舎及び鉄塔	発動発電機を含む。
		無線局舎及び鉄塔	発動発電機を含む。
		無線局舎及び鉄塔	発動発電機を含む。
		無線局舎及び鉄塔	発動発電機を含む。
		無線局舎及び鉄塔	発動発電機を含む。
		無線局舎及び鉄塔	発動発電機を含む。
		無線局舎及び鉄塔	発動発電機を含む。
		無線局舎及び鉄塔	発動発電機を含む。
		無線局舎及び鉄塔	発動発電機を含む。
		無線局舎及び鉄塔	発動発電機を含む。
		無線局舎及び鉄塔	発動発電機を含む。

基地等名	対象無線設備	対象施設	備考
		無線局舎及び鉄塔	発動発電機を含む。
		無線局舎及び鉄塔	発動発電機を含む。
		無線局舎及び鉄塔	発動発電機を含む。
		無線局舎及び鉄塔	発動発電機を含む。
		無線局舎及び鉄塔	発動発電機を含む。
		無線局舎及び鉄塔	発動発電機を含む。
		無線局舎及び鉄塔	発動発電機を含む。
		無線局舎及び鉄塔	発動発電機を含む。
		無線局舎及び鉄塔	発動発電機を含む。
		無線局舎及び鉄塔	発動発電機を含む。
		無線局舎及び鉄塔	発動発電機を含む。
		無線局舎及び鉄塔	発動発電機を含む。
		無線局舎及び鉄塔	発動発電機を含む。
		無線局舎及び鉄塔	発動発電機を含む。
		無線局舎及び鉄塔	発動発電機を含む。

基地等名	対象無線設備	対象施設	備考
[Redacted]		無線局舎及び鉄塔	発動発電機を含む。
		無線局舎及び鉄塔	発動発電機を含む。
		無線局舎及び鉄塔	発動発電機を含む。

以上

別紙3 移行先設備一覧表

基地等名及び 納入場所	対象無線設備	移行先設備 周波数帯	対象施設	備考
			無線局舎及び鉄塔	発動発電機を含む
			無線局舎及び鉄塔	発動発電機を含む
			無線局舎及び鉄塔	発動発電機を含む
			無線局舎及び鉄塔	発動発電機を含む
			無線局舎及び鉄塔	発動発電機を含む
			無線局舎及び鉄塔	発動発電機を含む
			無線局舎及び鉄塔	発動発電機を含む
			無線局舎及び鉄塔	発動発電機を含む
			無線局舎及び鉄塔	発動発電機を含む
			無線局舎及び鉄塔	発動発電機を含む
			無線局舎及び鉄塔	発動発電機を含む
			無線局舎及び鉄塔	発動発電機を含む
			無線局舎及び鉄塔	発動発電機を含む
			無線局舎及び鉄塔	発動発電機を含む
			無線局舎及び鉄塔	発動発電機を含む
			無線局舎及び鉄塔	発動発電機を含む
			無線局舎及び鉄塔	発動発電機を含む
			無線局舎及び鉄塔	発動発電機を含む

基地等名及び 納入場所	対象無線設備	移行先設備 周波数帯	対象施設	備考
			無線局舎及び鉄塔	発動発電機を含む。
			無線局舎及び鉄塔	発動発電機を含む。
			無線局舎及び鉄塔	発動発電機を含む。
			—	—

以上

別紙4 各区分（移行先設備・バックアップ）及びバックアップ設備等一覧表

- 1 第14条第1項の規定に基づき各区分に提供しなければならないバックアップ設備等は、次の表に掲げるとおりとする。

停波区分	移行先設備 設置区分	バックアップ設備等 (回線種別)	バックアップ基地名

停波区間	移行先設備 設置区間	バックアップ設備等 (回線種別)	バックアップ基地名

停波区間	移行先設備 設置区間	バックアップ設備等 (回線種別)	バックアップ基地名

(※)「バックアップ設備等(回線種別)」の欄が [redacted] とされている停波区間については、「バックアップ基地名」の欄に記載されている基地等に加えて、 [redacted] [redacted] に対しても [redacted] により構築されるバックアップ設備等を提供することとする。

2 前項のバックアップ設備等に加えて、上記のバックアップ設備等が障害等により使用できなくなった際に、非常用可搬型無線装置等による応急対応が円滑に行えるよう、次に掲げる基地に対してもバックアップ設備等 ([redacted]) を提供することとする。

[redacted]

3 [redacted] に提供する [redacted] のインターフェースは [redacted] (回線帯域は、 [redacted] とする。)、その他の基地等に提供する [redacted] のインターフェースは [redacted] (回線帯域は、 [redacted] とする。) とする。

4 バックアップ設備等は、次の各号に掲げる基地等ごとに、当該各号に定める日を目途に国へ引き渡す(回線の契約名義及び費用請求先を本協会から国へ変更し、当該回線の利用に必要なものとして本協会が取得した通信設備を国に譲渡することをいう。) こととする。

- ① [redacted]  
[redacted]  
[redacted]  
[redacted] すべての移行先設備について第

24 条第 3 項の規定に基づく引き渡しが完了した日又はすべての対象設備について第 15 条の撤去が完了した日のいずれか遅い日の属する月の翌月末日

- ② 前号に掲げる基地及び分屯基地以外の基地等 その基地において第 14 条第 1 項の規定に基づくすべての移行先設備の引き渡し完了日の属する月の翌月末日

5 バックアップ設備等については、次の①から⑦までに掲げる条件を満たすこととする。

ただし、これらの条件を満たすことが困難な特段の事情が生じた場合は、国と本協会にて協議して、必要に応じて新たな条件を定めるものとする。

- ① 次に掲げる基地等ごとに [redacted] を [redacted] 構築する。

[redacted]  
[redacted]  
[redacted]  
[redacted]  
[redacted]  
[redacted]

- ② 次に掲げる基地等へは、[redacted] を [redacted] 構築する。

[redacted]

- ③ 同 [redacted] は、[redacted] とする。

- ④ 同 [redacted] は、[redacted]  
[redacted] とする。

- ⑤ 同 [redacted] の [redacted] とする。

- ⑥ 次に掲げる分屯基地については、同分屯基地ごとに [redacted] を [redacted] 構築して、且つ [redacted] を [redacted] 構築する。[redacted] の回線帯域は、各分屯基地ごとに最大で [redacted] とし、合計は最大で [redacted] とする。

[redacted]  
[redacted]  
[redacted]

- ⑦ ①、②及び⑥の [redacted] は、[redacted]  
[redacted] とする。

以 上



区間	停波期限	停波予定日
[Redacted]	令和6年度末 (令和7年3月末日)	[Redacted]

(※) 停波措置を実施する日については、国と一般社団法人 1.7GHz 移行推進協会とで協議の上決定する。

以上

